

様式第 21（第12条関係）（昭46通産令96・追加、平 7 通産令51・平12通産令337・平26経産令82  
・一部改正）

|               |       |
|---------------|-------|
| 表             |       |
| 8.4センチメートル    |       |
| 写真添付面         |       |
| 12センチメートル     |       |
| 第 号           |       |
| 職 氏 名         |       |
| 生年月日          |       |
| 採石法第42条の規定による |       |
| 立 入           | 検 査 証 |
| 年 月 日         | 発行    |
| 有効期間          |       |
| 経済産業大臣、経済産業局長 |       |
| 都道府県知事、指定都市の長 |       |
| 印             |       |

採 石 法 抜 す い

第 33 条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

第 42 条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 44 条 左の各号の 1 に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

四 第 42 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者